



宮 崎 県 公 報

令和4年10月31日(月曜日) 第353号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課) 1

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 2

○保安林の指定……………(自然環境課) 2

○保安林の指定予定の通知(2件)……………(“) 2

○保安林の指定施業要件の変更予定……………(“) 2

○保安林の指定施業要件の変更……………(“) 3

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知(2件

)……………(“) 3

○保安林の指定の通知の宛先人不明について……………(“) 3

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先

頁

人不明について……………(自然環境課) 3

○海岸保全区域の指定……………(漁業管理課) 4

○道路の区域の変更……………(道路保全課) 4

○道路の供用の開始……………(“) 4

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市

町村の意見……………(商工政策課) 4

○土地改良区の定款変更の認可(2件)……………(農村整備課) 5

人事委員会規則

○地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………5

選挙管理委員会告示

○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使

用できる施設として市町村選挙管理委員会が指

定した施設の一部改正……………5

規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第46号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(課内室の設置)</p> <p>第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>課 内 室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策課</td> <td>広域連携推進室</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(総合政策課)</p> <p>第7条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12)～(16) [略]</p> <p>2 [略]</p>	課	課 内 室	総合政策課	広域連携推進室	[略]		<p>(課内室の設置)</p> <p>第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>課 内 室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策課</td> <td>広域連携推進室 <u>G7宮崎農業大臣会合推進室</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(総合政策課)</p> <p>第7条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) G7宮崎農業大臣会合の開催準備に関すること。</u></p> <p><u>(13)～(17) [略]</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 G7宮崎農業大臣会合推進室においては、第1項第12号に掲げる事務を分掌する。</u></p>	課	課 内 室	総合政策課	広域連携推進室 <u>G7宮崎農業大臣会合推進室</u>	[略]	
課	課 内 室												
総合政策課	広域連携推進室												
[略]													
課	課 内 室												
総合政策課	広域連携推進室 <u>G7宮崎農業大臣会合推進室</u>												
[略]													

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 722号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 4 年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
たたら薬局祇園町店	延岡市博労町 1 - 8	令和 4 年10月 1 日

宮崎県告示第 723号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 4 年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字古池5131-20、5135、5154、5155、5160、5162から5164まで、字広渡5198-2、字曾和田平5268-3、5268-9、5269、5271、5272、5274、5275-2、5275-13、5275-18、5275-22、5275-26、5275-27、5280、5281、5284、5286、字曾和田5318、5321-1、5321-4、5321-5、5321-8、5326-5、5327、5340-2、5351-2、5353、5359、5365-1、5365-3

- 指定の目的 水源の涵養

- 指定施業要件

- 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字曾和田平5269（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 724号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町中霧島字下平 469-1

- 1・字虎崩1154-3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 指定の目的 土砂の流出の防備

- 指定施業要件

- 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 725号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字徳富 10860・10880-2から10880-4まで・10892-1・10915-2・10915-4・10922-1（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

- 指定の目的 土砂の流出の防備

- 指定施業要件

- 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 726号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 日南市大字油津平野字見法寺5633-1・5633-2・春日町9-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 変更後の指定施業要件

- 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 727号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 4 年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市・東臼杵郡美郷町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐に限る。

串間市・東臼杵郡美郷町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに串間市役所及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 728号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 4 年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 都城市山田町中霧島字下平 470（次の図に示す部分に限る。）、469-1、字本堂 497-3（次の図に示す部分に限る。）、字虎崩1158-1（次の図に示す部分に限る。）、1154-3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸農林振興

局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 729号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 4 年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字徳富 10831-3（次の図に示す部分に限る。）、10860、10880-2から10880-4まで、10892-1、10915-2、10915-4、10922-1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 730号

保安林の指定（令和 4 年宮崎県告示第 648号）に係る保安林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定の通知の内容を、当該保安林の属する日南市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 4 年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
日南市役所
宮本益子
- 2 通知の要旨
(1) 保安林として指定をすること。
(2) 指定に係る保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については令和 4 年宮崎県告示第 648号によること。

宮崎県告示第 731号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和 4 年宮崎県告示第 642号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する美郷町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 4 年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
美郷町役場
さつま池田工業株式会社、黒木鶴治、清水宮治、川口喜市、川

崎ツ子、福田才藏

2 通知の要旨

(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定である。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和4年宮崎県告示第 642号によること。

宮崎県告示第 732号

海岸法（昭和31年法律第 101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

この関係図面は、宮崎県農政水産部漁業管理課において一般の縦覧に供する。

なお、昭和39年宮崎県告示第 559号で指定した宮崎県日向灘沿岸土呂漁港海岸海岸保全区域は、廃止する。

令和4年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称

宮崎県日向灘沿岸土呂漁港海岸妙見地区海岸保全区域

2 区域並びに基準点、基点及び補助点の位置の表示

(1) 区域

土々呂物揚場の臨海道路上に設置された^{びょう} 標（基-7）を基準点とし、以下(2)の表に掲げる基点1から基点12までを順次結んだ線、基点1と補助点1とを結んだ線、補助点1、補助点2、補助点4、補助点7、補助点12、補助点11を順次結んだ線並びに基点12と補助点11とを結んだ線によって囲まれた区域

(2) 基準点、基点及び補助点の位置の表示

基準点	土々呂物揚場の臨海道路上に設置された ^{びょう} 標（基-7） （公共座標表示：X座標- 54200.102、Y座標+ 64305.223）
基点1	基準点から 218° 41′ 01″ の方向へ 224.423mの点
基点2	基点1から 358° 25′ 16″ の方向へ 102.233mの点
基点3	基点2から71° 38′ 14″ の方向へ97.543mの点
基点4	基点3から19° 54′ 57″ の方向へ26.612mの点
基点5	基点4から 333° 00′ 52″ の方向へ98.271mの点
基点6	基点5から13° 25′ 24″ の方向へ19.066mの点
基点7	基点6から 333° 51′ 42″ の方向へ 318.124mの点
基点8	基点7から21° 20′ 15″ の方向へ94.654mの点
基点9	基点8から39° 15′ 02″ の方向へ45.569mの点
基点10 （東浜基点3）	基点9から97° 32′ 02″ の方向へ40.645mの点
基点11 （東浜基点2）	基点10（東浜基点3）から97° 32′ 01″ の方向へ51.918mの点
基点12 （東浜基点1）	基点11（東浜基点2）から 187° 51′ 45″ の方向へ51.090mの点
補助点1	基点1から 101° 41′ 34″ の方向へ70.076mの点
補助点2	基点2から 120° 10′ 11″ の方向へ80.082mの点
補助点4	基点4から 105° 05′ 32″ の方向へ 127.839mの点
補助点7	基点7から86° 56′ 45″ の方向へ 151.326mの点

補助点12	基点12（東浜基点1）から 113° 51′ 50″ の方向へ69.594mの点
補助点11 （東浜補助点1）	基点11（東浜基点2）から 108° 42′ 38″ の方向へ67.544mの点

宮崎県告示第 733号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年10月31日から同年11月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
343	県道	鰐塚山 田野停 車場線	宮崎市田野 町甲字持田 本田野国有 林66む林小 班から同市 同町甲同字 本田野国有 林66む林小 班まで	旧	3.8～ 6.1	29.0
				新	8.1～ 14.5	29.0

宮崎県告示第 734号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年10月31日から同年11月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
343	県道	鰐塚山 田野停 車場線	宮崎市田野 町甲字持田 本田野国有 林66む林小 班から同市 同町甲同字 本田野国有 林66む林小 班まで	令和4年10月31日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、高鍋町から意見を聴取したので、

当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス高鍋中央店
児湯郡高鍋町大字北高鍋字小鶴1346番1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和4年9月30日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和4年10月31日から令和4年11月30日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、向山土地改良区(高千穂町)から令和4年9月9日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和4年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、三田井土地改良区(高千穂町)から令和4年10月7日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和4年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

人事委員会規則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月31日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

宮崎県人事委員会規則第17号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(平成18年宮崎県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
都道府県	支給地域	級地		都道府県	支給地域	級地	
東京都	[略]			千葉県	柏市	6級地	
[略]				東京都	[略]		
[略]				[略]			
備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。				備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和4年10月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の地域手当に関する規則の規定は、令和4年10月1日から適用する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第59号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設(平成26年宮崎県選挙管理委員会告示第64号)の一部を次のように改正する。

令和4年10月31日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (令和4年5月30日現在)			市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (令和4年10月31日現在)		
施設の名称	施設の所在地	収容見込人数	施設の名称	施設の所在地	収容見込人数

[略]		[略]	
延岡市立高千穂通教育集会所	[略]	延岡市立高千穂通教育集会所	[略]
[略]		富美山地区コミュニティセンター	延岡市富美山町 514番地9 50
[略]		[略]	
下広原公民館	高原町大字広原3595番地 2 100	下広原構造改善センター	高原町大字広原3432番地 100
[略]		[略]	
尾八重集落センター	[略]	尾八重集落センター	[略]
向山児童館	椎葉村大字不土野1009番地 2 100		
[略]		[略]	